

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="501 284 864 312">第1部 情報セキュリティ基本方針</p> <p data-bbox="253 379 1088 501">今日、県民生活の場に情報通信技術が急速に普及し、電子メールのやり取りや、ホームページの閲覧、電子商取引などが広く行われるようになり、経済面や生活面において様々な変化が起きています。</p> <p data-bbox="253 523 1088 644">一方で、情報通信技術の利用に係る事故や犯罪、操作ミス、さらには、自然災害による情報システムの障害が発生すれば県民生活に多大な影響を与えます。</p> <p data-bbox="253 667 1088 788">本県でも、行政サービスを提供するため、多くの業務において情報通信技術を活用しており、個人情報や行政運営上重要な情報などの多数の情報資産を保有しています。</p> <p data-bbox="253 810 1088 884">これらの情報資産を様々な脅威から防ぐことは、県民の権利及び利益を守り、行政サービスを継続して提供するために必要不可欠です。</p> <p data-bbox="253 906 1088 1171"><u>また、近年、国において、国及び地方公共団体の情報システムやネットワークの在り方について見直しを進めており、令和8年4月1日施行の改正地方自治法により、国はサイバーセキュリティを確保するための方針策定についての指針を示すこと、地方公共団体は、情報システムを適正に利用するために必要な措置を講じるとともに、サイバーセキュリティの確保に関する方針を策定し、当該方針に基づく取組を実施することが義務付けられました。</u></p> <p data-bbox="253 1193 1088 1267">そこで、本県は、情報セキュリティ対策に以下のとおり取り組むことを宣言します。</p> <p data-bbox="282 1289 432 1311">1～9 (略)</p>	<p data-bbox="1357 284 1720 312">第1部 情報セキュリティ基本方針</p> <p data-bbox="1111 379 1946 501">今日、県民生活の場に情報通信技術が急速に普及し、電子メールのやり取りや、ホームページの閲覧、電子商取引などが広く行われるようになり、経済面や生活面において様々な変化が起きています。</p> <p data-bbox="1111 523 1946 644">一方で、情報通信技術の利用に係る事故や犯罪、操作ミス、さらには、自然災害による情報システムの障害が発生すれば県民生活に多大な影響を与えます。</p> <p data-bbox="1111 667 1946 788">本県でも、行政サービスを提供するため、多くの業務において情報通信技術を活用しており、個人情報や行政運営上重要な情報などの多数の情報資産を保有しています。</p> <p data-bbox="1111 810 1946 884">これらの情報資産を様々な脅威から防ぐことは、県民の権利及び利益を守り、行政サービスを継続して提供するために必要不可欠です。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p data-bbox="1111 1193 1946 1267">そこで、本県は、情報セキュリティ対策に以下のとおり取り組むことを宣言します。</p> <p data-bbox="1140 1289 1290 1311">1～9 (略)</p>

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">第2部 情報セキュリティ対策基準</p> <p>目次 第1～15（略）</p> <p>本対策基準は、情報セキュリティ基本方針を実行に移すための、本県における情報資産に関する情報セキュリティ対策の基準を定めたものである。</p> <p>第1（略）</p> <p>第2（略）</p> <p>第3 情報資産の分類及び管理 1～8（略）</p> <p>9 情報の送信及び情報資産の運搬 (1)～(4)（略）</p> <p><u>(5) 外部記録媒体又は外部の情報システム等を用いて自治体機密性2以上の情報資産を送信又は運搬した場合は、当該情報資産の利用終了後、速やかに削除又は消去を行わなければならない。</u></p> <p>10～11（略）</p>	<p style="text-align: center;">第2部 情報セキュリティ対策基準</p> <p>目次 第1～15（略）</p> <p>本対策基準は、情報セキュリティ基本方針を実行に移すための、本県における情報資産に関する情報セキュリティ対策の基準を定めたものである。</p> <p>第1（略）</p> <p>第2（略）</p> <p>第3 情報資産の分類及び管理 1～8（略）</p> <p>9 情報の送信及び情報資産の運搬 (1)～(4)（略）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>10～11（略）</p>

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<p>第4 ネットワークの強靱性の向上</p> <p>1 ネットワークの分離</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) LGWAN (※) 接続系</p> <p>ア (略)</p> <p>イ LGWAN 接続系とインターネット接続系は両環境間の通信環境を分離した上で、必要な通信だけを許可できるようにしなければならない。なお、メールやデータを LGWAN 接続系に取り込む場合は、次の実現方法等により、<u>無害化を図らなければならない</u>。</p> <p>(ア) インターネット環境で受信したインターネットメールの本文のみを LGWAN 接続系に転送する方式</p> <p>(イ) インターネット接続系の端末から、LGWAN 接続系の端末へ画面を転送する方式</p> <p>(ウ) <u>危険因子をファイルから除去し、又は危険因子がファイルに含まれていないことを確認し、インターネット接続系から取り込む方式</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 LGWAN 接続系から利用する外部サービスの管理</p> <p><u>LGWAN 接続系から外部サービスを利用する場合は、原則として、ISMAP (政府情報システムのためのセキュリティ評価制度) 登録サービスを対象とし、接続先の URL および接続先テナントを限定しなければならない。なお、Web 会議においてファイル共有を行う場合、利用者は、利用形態ごとに許可条件を定めるものとする。また、LGWAN 接続系端末へファイルを取り込む場合は、</u></p>	<p>第4 ネットワークの強靱性の向上</p> <p>1 ネットワークの分離</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) LGWAN (※) 接続系</p> <p>ア (略)</p> <p>イ LGWAN 接続系とインターネット接続系は両環境間の通信環境を分離した上で、必要な通信だけを許可できるようにしなければならない。なお、メールやデータを LGWAN 接続系に取り込む場合は、次の実現方法等により <u>実施しなければならない</u>。</p> <p>(ア) インターネット環境で受信したインターネットメールの本文のみを LGWAN 接続系に転送する方式</p> <p>(イ) インターネット接続系の端末から、LGWAN 接続系の端末へ画面を転送する方式</p> <p>(3) (略)</p>

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<p><u>無害化、その他同等の安全措置を講じなければならない。</u></p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 人的セキュリティ対策</p> <p>1 職員等の遵守事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員等は、職務の遂行においては、情報資産を保護するために、次の法令のほか関係法令を遵守し、これに従わなければならない。</p> <p><u>ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）</u></p> <p><u>イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）</u></p> <p><u>ウ 著作権法（昭和45年法律第48号）</u></p> <p><u>エ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）</u></p> <p><u>オ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u></p> <p><u>カ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）</u></p> <p><u>キ サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）</u></p> <p><u>ク 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和7年法律第42号）</u></p> <p><u>ケ 福島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福島県条例第69号）</u></p> <p>(3)～(12) (略)</p>	<p>_____</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 人的セキュリティ対策</p> <p>1 職員等の遵守事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員等は、職務の遂行においては、情報資産を保護するために、次の法令のほか関係法令を遵守し、これに従わなければならない。</p> <p>_____</p> <p><u>ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）</u></p> <p><u>イ 著作権法（昭和45年法律第48号）</u></p> <p><u>ウ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）</u></p> <p><u>エ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u></p> <p><u>オ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）</u></p> <p><u>カ サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>キ _____</u></p> <p><u>_____ 福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号）</u></p> <p>(3)～(12) (略)</p>

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<p>2～6 (略)</p> <p>第7 技術的セキュリティ対策</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 情報システムの調達及び保守等</p> <p>(1) 機器等の調達に係る運用規程の整備</p> <p>ア 情報システム管理者は、機器等 <u>(外部記録媒体を含む)</u> の選定基準を _____ 整備しなければならない。 <u>また、不正な変更が加えられた機器等を調達することがないよう、サプライチェーン・リスク(機器やサービスの製造・開発・流通等の過程において、不正な改変や脆弱性が入り込むリスク)の懸念が払拭できない機器は調達しないことを選定基準の一つとしなければならない。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 情報システムの導入</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 情報システム管理者は、移行の際、情報システムに記録されている情報資産の保存を確実にを行い、情報システムの停止等の影響を最小限に抑えなければならない。 <u>また、移行完了後は、移行元の機器やクラウドサービスにおけるデータを抹消しなければならない。</u></p> <p>ウ～ケ (略)</p>	<p>2～6 (略)</p> <p>第7 技術的セキュリティ対策</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 情報システムの調達及び保守等</p> <p>(1) 機器等の調達に係る運用規程の整備</p> <p>ア 情報システム管理者は、機器等 _____ の選定基準を <u>運用規程として</u> 整備しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ <u>必要に応じて、選定基準の一つとして、機器等の開発等のライフサイクルで不正な変更が加えられないような対策を講じなければならない。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 情報システムの導入</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 情報システム管理者は、移行の際、情報システムに記録されている情報資産の保存を確実にを行い、情報システムの停止等の影響を最小限に抑えなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>ウ～ケ (略)</p>

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<p>(5) (略)</p> <p>(6) 情報システムにおける入出力データの正確性の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 情報システム管理者は、ウェブアプリケーションやウェブコンテンツにおいて、次のセキュリティ対策を実施しなければならない。</p> <p>(7)～(ウ) (略)</p> <p><u>(エ) 対外的に公表するウェブサイト又は情報システムを構築する場合は、当該ウェブサイト等の構築を直接委託するに限らず、業務委託の中で構築される場合も含め、その構築基盤がどこにあるかを問わず、「.lg.jp」で終わるドメイン名を使用することとする。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 (略)</p> <p>第10 業務委託とクラウドサービスの利用及び職員等以外による情報システムの利用</p> <p>1 業務委託</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) 情報システムにおける入出力データの正確性の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 情報システム管理者は、ウェブアプリケーションやウェブコンテンツにおいて、次のセキュリティ対策を実施しなければならない。</p> <p>(7)～(ウ) (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>ウ (略)</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 (略)</p> <p>第10 業務委託とクラウドサービスの利用及び職員等以外による情報システムの利用</p> <p>1 業務委託</p> <p>(1)～(2) (略)</p>

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<p>がある場合に限り、CISO（又はCISOが定める手続きに基づきCISO補佐）の許可を得て、 _____ 例外措置を取ることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 例外措置の記録</p> <p>CISO補佐は、承認された例外措置について内容、理由、代替措置及び期限を記録して適正に保管し、定期的に状況を確認しなければならない。また、例外措置が運用上常態化していると認められる場合には、リスク分析を行い、必要な運用方法の見直し又は情報セキュリティポリシーの見直しを検討するものとする。</p> <p>第12 (略)</p> <p>第13 (略)</p> <p>第14 (略)</p> <p>第15 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この対策基準は、平成25年1月1日から施行する。</p>	<p>_____ を遵守することが困難な状況において、行政事務を継続する必要がある緊急事態においては、CISO補佐の許可を得て、例外措置を取ることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 例外措置の記録</p> <p>CISO補佐は、_____ を記録して適正に保管し、定期的に状況を確認しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第12 (略)</p> <p>第13 (略)</p> <p>第14 (略)</p> <p>第15 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この対策基準は、平成25年1月1日から施行する。</p>

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<p>附 則 この対策基準は、平成26年4月21日から施行する。</p>	<p>附 則 この対策基準は、平成26年4月21日から施行する。</p>
<p>附 則 この対策基準は、平成28年4月25日から施行する。</p>	<p>附 則 この対策基準は、平成28年4月25日から施行する。</p>
<p>附 則 この対策基準は、令和元年7月11日から施行する。</p>	<p>附 則 この対策基準は、令和元年7月11日から施行する。</p>
<p>附 則 この対策基準は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この対策基準は、令和3年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則 この対策基準は、令和5年6月5日から施行する。</p>	<p>附 則 この対策基準は、令和5年6月5日から施行する。</p>
<p>附 則 この対策基準は、令和7年6月23日から施行する。</p>	<p>附 則 この対策基準は、令和7年6月23日から施行する。</p>
<p><u>附 則</u> <u>この対策基準は、令和8年6月29日から施行する。</u></p>	<hr/> <hr/>